

令和6年4月5日
経 済 部

令和5年度唐津市プレミアム付商品券発行事業 運營業務における受託者の契約違反について

令和5年度唐津市プレミアム付商品券発行事業運營業務の第2回販売において、受託者（アスタスク・まちのわ・佐賀広告センター共同企業体）の構成員であるアスタスク（株）唐津（以下「構成員」）が担当した2度目の繰上当せん手続きで契約違反となる事務が行われたことが発覚しました。

このような事案が発生したことを重く受け止め、指名停止等を行うとともに再発防止に努めます。

1 発 生 日

令和5年11月9日（木）

2 発 覚 日

令和6年3月12日（火）

※ 受託者から事実確認報告書が提出された日

3 経 緯

令和5年度唐津市プレミアム付商品券発行事業運營業務（契約期間：令和5年6月19日から令和6年2月29日まで）の商品券の抽せんにおいては、繰上当せんに備えて落せん者に繰上順を付していた。

2度目の繰上当せん手続きにおいては、未購入を防止し、販売完了させるため、繰上順の対象者に購入意思を確認したうえで、繰上当せん者リストを作成し、電子商品券システムに反映することになっていたが、その際に繰上順と異なる者（構成員の社員）を繰上当せん者とし、当該社員に商品券15セット分を販売したものの。

4 発生原因

11月9日16時時点で23セットが未確定であり、電子商品券システムを担当する（株）まちのわへの繰上当せん者リストの提出期限（同日17時）までに対象者の確定が難しいと判断した構成員の社員が、早期の販売完了を図るため、残りが15セット以内になれば自分が購入するという指示を出したことによるもの。

5 発覚後の市の対応

指名停止等を行うとともに、本来の繰上順の該当者への説明責任を果たすよう指導した。

- (1) アスタスク株式会社唐津 指名停止(2週間)
- (2) 株式会社佐賀広告センター 指名停止(2週間)
- (3) 株式会社まちのわ 書面による注意(入札参加資格なし)

6 再発防止策

受託者を厳重に注意し、2024唐津市プレミアム付商品券発行事業運営業務の契約事項の順守を徹底させるとともに、再発防止の対応策を講じるよう指導を行った。

市としても繰上順が確実に順守されるよう確認を徹底する。

(本件の問い合わせ先)

経済部商工振興課

担当：安岡、吉村、志田原

TEL：72-9141（内線2311）